

# お知らせ

## 消費税率の引き上げに伴い軽減税率制度が始まります

今年10月1日に、**消費税率が8%から10%へと引き上げられます**。増収分の一部は、幼稚園・保育園の無償化といった少子化対策や、社会保障の充実のために活用されます。

消費増税とあわせて実施されるのが「**軽減税率制度**」。税率引き上げの負担を和らげるため、一部の商品は税率が8%に据え置かれます。

### Q. どんな商品が軽減税率(税率8%)の対象になるの？

A. 軽減税率の対象となるのは

- ・定期購読契約を締結した**新聞**(週2回以上発行されるもの)
- ・**飲食料品**(酒類や外食は対象外)です。



### Q. どんな飲食料品が「外食」にあたるの？

A. 具体的な状況を踏まえて、個別に判断することになります。一般的な事例としては以下のとおりです。

	外食にあたらない(税率8%)	外食にあたる(税率10%)
牛丼店 ハンバーガー店	テイクアウト(持ち帰り)商品	店内での飲食
そば屋 ピザ店	出前や宅配	
コンビニ	弁当・総菜	イートインコーナーでの飲食を前提に提供される商品
その他	移動販売車や屋台での軽食 (いすやテーブルなどがいない場合)	フードコートでの飲食 ケータリングや出張料理

☎ 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター) ☎0570-030-456 (平日9時~17時)

国税庁ホームページ

消費税込減税率制度

### 事業者の方は事前の準備をお早めに

レジや受発注システム、会計システムなどの導入・改修・入れ替え

中小・小規模事業者が、軽減税率制度に対応したレジや決済端末を導入する場合は、国の補助金を活用できます。

帳簿や請求書を、税率ごとに区分して記載

軽減税率対象商品を**購入する事業者**も対応が必要です

☎ 軽減税率対策補助金事務局コールセンター ☎0120-398-111 (平日9時~17時)

軽減税率対策補助金



### 軽減税率制度についての説明会が開催されています

軽減税率制度や事業者への支援措置について、国税局や税務署が説明会を開催しています。

日程は、国税庁のホームページでご確認ください。   または右のコード

